

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度主要保護認定基準																				(2)ソ、タ、チを選択した場合					(3)ツに○をし		III 就学援助率				
		(1) 平成30年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				基準根拠					目安額 (年額)				(1) 平成29年度	(2) 平成30年度	
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由による欠席日数が多い者	シ. 経済的困難による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	係数 (倍率)	課税所得等の分類			係数 (倍率) 倍	目安額 (年額) 万円	(4) (2) (3) の補足		(5) テの内容				
		倍	年	月	万円	0	0	1																									
該当団体数	30	25	26	25	21	22	23	8	7	20	20	8	8	8	18	13	4	10	0	7	27	27	27	27	27	0	0	1	7	30	30		
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	25	8	358						30%未満	25%未満	
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	25	4	330						15%未満	15%未満	
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	課税所得	24	12	290						15%未満	15%未満	
新潟県	柏崎市	○	○	○		○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	329				生活状況が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者。	15%未満	15%未満		
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.42	課税所得	30	4	320						20%未満	20%未満	
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	317						15%未満	15%未満	
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者	15%未満	15%未満
新潟県	十日町市		○	○		○															1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	320						15%未満	15%未満	
新潟県	見附市																				1.3	総所得 (諸控除前)	24	12	311						15%未満	15%未満	
新潟県	村上市																				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	330						20%未満	20%未満	
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	325						20%未満	20%未満	
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	24	12	340						15%未満	15%未満	
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	24	4	320						20%未満	20%未満	
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	330				病気、災害等の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認めた者	15%未満	15%未満		
新潟県	上越市	○	○	○																	1.3	課税所得	30	4	282						15%未満	15%未満	
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	24	4	299						15%未満	15%未満	
新潟県	佐渡市	○	○																		1.3	課税所得	29	12	295						25%未満	25%未満	
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	280						15%未満	15%未満	
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	29	4	271						10%未満	10%未満	
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○														1.3	総所得 (諸控除前)	25	4	264						15%未満	20%未満	
新潟県	聖籠町																				1.1	総所得 (諸控除前)	24	12	265						10%未満	10%未満	
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	239						10%未満	10%未満	
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○																			当町は申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定が必要という判断があれば認定している。	5%未満	5%未満	
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	280						15%未満	15%未満	
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	200						15%未満	15%未満	
新潟県	湯沢町	○	○	○																	1.3	総所得 (諸控除前)	29	12	241				上記の○に規定する者に準ずると湯沢町教育委員会が認めた者であること。	10%未満	10%未満		
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	30	4	300						5%未満	5%未満	
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	24	4	270				要保護者に準じる程度に困窮していると刈羽村教育委員会が認めた者	10%未満	10%未満		

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									(2) 補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
新潟県	関川村						○	11,420								○	40,600																					
新潟県	粟島浦村																																					対象者がいないため就学援助を実施していない。

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項						
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費					修学旅行費																					
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
新潟県	関川村					○	22,320																															
新潟県	粟島浦村																																					対象者がいないため就学援助を実施していない。

①都道府県	②市町村名	V その他										2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										VI 自由記述欄	
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足	
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるもの全てに○)										(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)											
該当団体数		ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低廉な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2)クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2)コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
30		2	0	2	2	6	3	21	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5	1	0	1	0	1
新潟県	新潟市	○		○	○	○	○											○	○				
新潟県	長岡市							○										○					
新潟県	三条市							○															
新潟県	柏崎市			○					ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与・PTA等が主体となって制服や体操着のリサイクルを行っている学校がある。														
新潟県	新発田市							○															
新潟県	小千谷市							○															
新潟県	加茂市							○										○					
新潟県	十日町市	○																					
新潟県	見附市							○										○					
新潟県	村上市							○															
新潟県	燕市							○															
新潟県	糸魚川市					○								○									
新潟県	妙高市							○															
新潟県	五泉市							○															
新潟県	上越市					○																	・子ども医療費助成制度(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) 一部負担金 入院:1日1,200円 外来:1回 530円(同月に同一医療機関において、5回以上受診された場合5回目以降の負担金なし) 調剤:一部負担金なし 訪問看護:1日250円 ※平成30年9月から、小学校就学前児童にかかる一部負担金は無料 ・ひとり親家庭等医療費助成制度(18歳となった最初の3月31日までの児童(障害児の場合は20歳未満)を監護しているひとり親家庭のはまたは父、あるいはそれに準ずる家庭) 一部負担金 上記、子ども医療費助成制度と同じ ※平成30年9月から、小学校就学前児童にかかる一部負担金は無料
新潟県	阿賀野市							○															
新潟県	佐渡市							○										○					
新潟県	魚沼市							○															
新潟県	南魚沼市			○	○																		
新潟県	胎内市							○															
新潟県	聖籠町							○															
新潟県	弥彦村							○															
新潟県	田上町							○															
新潟県	阿賀町							○															
新潟県	出雲崎町							○															
新潟県	湯沢町					○	○																
新潟県	津南町							○															
新潟県	刈羽村					○									○			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・学用品の購入について表にあるような負担軽減を行っているものではないが、小学校児童の登下校におけるスクールバスの無償運行や、中学校の部活動へ補助金を交付することで、保護者の負担軽減を図っている。					

